

## 特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報（事後公表）

議 題	大阪府所蔵美術作品の管理・活用について
日 時	令和5年8月18日（金） ①9時30分～10時30分 ②10時30分～11時30分 ③11時30分～12時45分
場 所	大阪府庁 会議室
出 席 者	① (特別顧問・特別参与) 木ノ下特別参与・山梨特別参与・鷺田特別参与 (職員等) 大阪府府民文化部文化・スポーツ室長、文化課長、参事、総括補佐、総括主査 ② (特別顧問・特別参与) 上山特別顧問・木ノ下特別参与・山梨特別参与・鷺田特別参与 (職員等) 大阪府府民文化部長、文化・スポーツ室長、文化課長、参事、総括主査 ③ (特別顧問・特別参与) 上山特別顧問・木ノ下特別参与・山梨特別参与・鷺田特別参与 (職員等) 大阪府府民文化部文化・スポーツ室長、文化課長、参事、総括主査
論 点	大阪府所蔵美術作品の管理・活用について 専門家による検討チームについて
主 な 意 見	① ・美術作品の専門家に、作品の状態を確認してもらうべき。 ② ・今後の活用については、所蔵する作品全体をみて、方向性を決める必要がある。 ・咲洲庁舎駐車場からの作品移転については、現在、作品の保管を担っている大阪府立江之子島文化芸術創造センターの学芸員と共に、作業を進めていくべき。 ・美術館ではない行政機関として、大型作品で保管が極めて難しく、かつ展示歴がなく、かつ作家・遺族の同意がある場合には、デジタルアーカイブで立体のいきいきとした姿を積極的に展示することで、保全を行っている、という解釈をすることができないか。 ③ ・作品を収集した経緯等、元大阪府職員の学芸員にヒアリングを

	<p>行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 作品の確認については、事務局において、大阪府立江之子島文化芸術創造センターの学芸員だけでなく、保存修復の専門家へも依頼することを検討すべきではないか。</li> </ul>
結 論	特別顧問・特別参与のご意見を踏まえ、引き続き検討を進める。
説明等資料	「「アート作品活用・保全検討チーム」打合せ」資料
備 考	
関係部局 (室課)	